

# 川田・美郷地区学校再編だより

第1号

平成26年9月 発行

## 平成30年4月に新しい小学校の開校を目指します。

川田小学校、川田中小学校、川田西小学校、種野小学校を川田中小学校の場所に再編することが決定しました。

### 川田・美郷地区学校再編の経緯

川田・美郷地区では、平成26年4月のPTA総会の日の説明会を開催していただき、5月から6月にかけて就学前（0～5歳児）の子どもを持つ保護者の皆様を対象に、6月から7月にかけて地域の皆様を対象にした説明会を各小学校区ごとに開催いたしました。



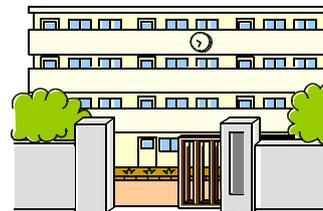
いずれの説明会におきましても、学校再編に賛同いただけるご意見、早期の再編を望むご意見がほとんどでしたので、8月21日に川田・美郷地区学校再編地域懇談会（以下「地域懇談会」という。）を開催いたしました。地域懇談会には、保護者からは各幼・小学校PTAや保育所保護者会、地域からは川田地区及び美郷地区の自治会連合会、また、学校等の関係者である学校長や保育所長に参加いただき、早期に学校再編を進めることについてご理解を頂きました。

この地域懇談会を受け、9月1日の教育委員会において、川田地区の川田小学校、川田中小学校、川田西小学校及び美郷地区の種野小学校の4校を再編することを決定いたしました。

### 平成30年4月に新しい小学校・認定こども園の開校（園）を目指して

再編される新しい小学校については、川田中小学校の場所に、平成30年4月に開校することを目指します。

また、川田幼稚園、川田中幼稚園、川田西幼稚園、種野幼稚園、山川南保育所及び山川中保育所の4幼稚園、2保育所を再編した認定こども園を新しい小学校と一体的に整備し、同時期に開園することを目指すことになりました。



### 再編準備委員会の設置に向けて

今後、学校の再編を円滑に推進するとともに、新しい小学校の開校に向けての準備・協議を行うための組織として、吉野川市川田・美郷地区学校再編準備委員会（以下「再編準備委員会」という。）を設置することになります。

再編準備委員会では、保護者や地域の皆様、教職員等に参画いただき、将来を担う子どもたちのために、より良い教育条件の向上、より望ましい教育環境を実現させるために、一緒になって『新しい学校づくり』をしていきたいと考えています。

このお知らせは、再編準備委員会における協議内容や検討の状況について、保護者や地域の皆様へお知らせするためのものです。（市ホームページでもご覧いただけます。）今後も継続して発行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先

川田・美郷地区学校再編準備委員会 事務局（吉野川市教育委員会 教育総務課）

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1（東館3階） TEL：22-2272 FAX：22-2270

# 川田・美郷地区では、新しい小学校と認定こども園が連携した一体施設として、同時期の開設を目指します

## 川田・美郷地区幼保再編の経緯

近年、少子高齢化の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化とともに、子どもを取り巻く環境やライフスタイルは大きく変わり、幼稚園と保育所をめぐる新たな変化が現れてきています。こうした背景のもと、本市においても幼稚園・保育所の今後のあり方が問われていく中で、平成24年2月に「吉野川市幼保再編構想」を策定し、段階的に幼保一体化を推進しています。



川田・美郷地区においては、小学校の再編を踏まえ、新しい小学校と認定こども園が連携した一体施設の開設を目指します。今後、川田・美郷地区の幼保再編の実施に向け、具体的な検討や準備を教育委員会と連携しながら進めていきます。

## 認定こども園とは？

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、次の機能を備えるものとして、県から認可を受けた施設です。

**1**

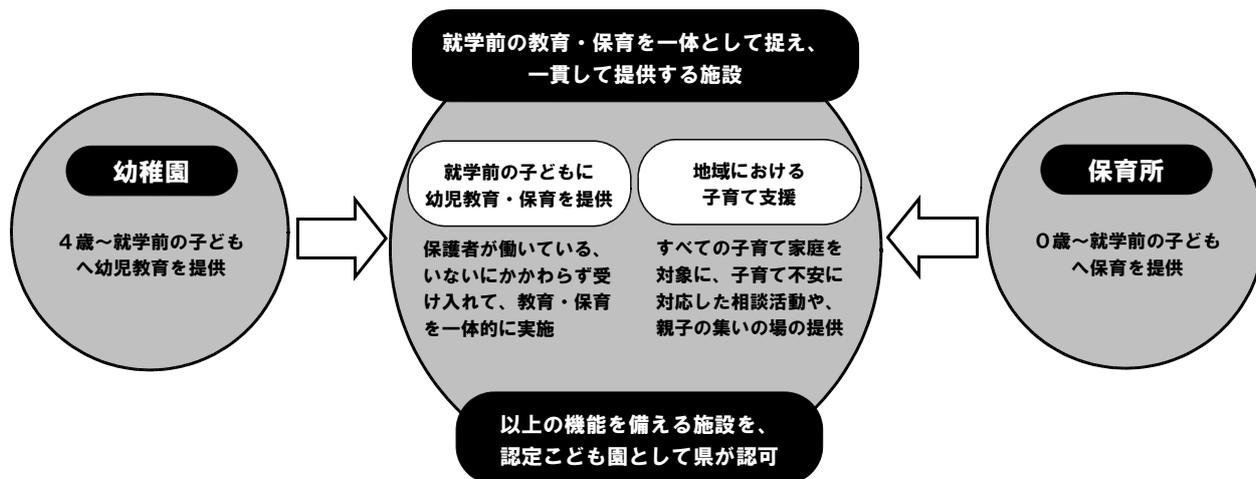
### 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(4・5歳児は、保護者が働いてる、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う)  
(0～3歳児は、保護者の就労の状況に応じて、必要性の認定により、保育時間の調整をし、保育を行う)

**2**

### 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う)



## 認定こども園での生活

子どもたちは、認定こども園で次のような1日を過ごすことになります。

幼稚園教員免許と保育士資格を持った職員を配置し、子どもの教育・保育を行います。

	7:30	14:00	15:30	18:30	19:00
0～5歳児 2号・3号認定 (保育標準時間認定)	幼児教育		保育	延長保育	
0～5歳児 2号・3号認定 (保育短時間認定)	幼児教育		保育	一時預かり事業 ※ 月10日を限度として利用可能	延長保育
4～5歳児 1号認定 (教育標準時間認定)	幼児教育		一時預かり事業 ※ 月10日を限度として利用可能	延長保育	

お問い合わせ先

吉野川市 子育て支援課 保育所係  
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 (本館1階) TEL: 22-2266 FAX: 22-2245